

中部地方整備局発注工事にかかる不正事案を踏まえた再発防止策の実施状況(概要)

1. 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成

- 組織としての「コンプライアンス宣言」の策定、管理職員による「コンプライアンス宣誓書」の作成、職員が携行するコンプライアンスカードへのコンプライアンス宣言の付加。【新規】
- 全職員に年1回以上のコンプライアンス講習の受講を義務付けるとともに、全ての研修において、不正事案の事実経過等を説明し、職員のコンプライアンス意識の一層の醸成を徹底。【拡充】

2. 「事業者等」との接触に関するルールの強化

- 管理職員等(管理職員及び課長補佐級以上の発注担当職員)が事業者等と飲食した場合に、飲食の金額に関係なく、事後に、相手方事業者等の氏名、日時、場所、金額等を書面により届け出る制度を新設し、事業者等との勤務時間外の飲食ルールを徹底。【新規】

3. 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

- 職員からの相談の相手となる副所長を組織的に支援する体制を構築するため、現場実務をマネジメントする立場にある副所長が相互に現場の諸課題を共有する「事業連絡会議」(※)を新設し、外部有識者も交えた意見交換やグループ討議を実施。【新規】

(※) 構成員: 事務所副所長、本局官クラス、学識経験者

- 平成29年4月より、職員による匿名での通報を可能とする新たなシステム(内部報告制度)の運用を開始。【拡充】

4. 入札契約関係の情報管理の徹底

- 入札書・技術資料の同時提出方式の適用工種等を以下のとおり拡大(試行)。【拡充】

	総合評価落札方式のタイプ	予定価格	工種
平成29年4月以降	施工能力評価型	3億円未満(事務所)	全工種
〃 8月以降	施工能力評価型、技術提案評価型(S型)	制限なし(本局、事務所)	全工種

5. 今後の取組

- 中部地方整備局において、年度内を目途に、再発防止対策(平成29年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画)に基づく取組の進捗状況や効果等の検証を行う予定。
- 検証結果については、アドバイザリー委員会の意見も踏まえながら、平成30年度コンプライアンス推進計画へ適切に反映させるとともに、引き続き、継続的に取り組むこととしている。